

# 捕亡令「臨時発兵」規定の適用からみた国衙軍制の形成過程

—戦術革命と「武勇輩」の形成—

下向井 龍彦

## はじめに

筆者はこれまで戸田芳実<sup>(1)</sup>・石井進<sup>(2)</sup>両氏の提言を継承しながら、「追捕官符」に注目して一連の国衙軍制研究を公表してきたが、別稿<sup>(3)</sup>では、国衙軍制の法的源泉である捕亡令「臨時発兵」規定をとりあげ、律令罪人追捕規定のなかでの「臨時発兵」規定の位置、発兵手続き、発兵対象（「人兵」概念）、軍団兵士制との関係などについて明らかにした。しかしここでは、あくまで「臨時発兵」規定が制度的にいかん構成されてきたかを再現したにすぎなかった。

そこで本稿では、第一に捕亡令「臨時発兵」規定（それを含む律令罪人追捕規定）が八・九世紀の間に現実のいかん適用され、その結果いかに国衙軍制が形成されていったか、第二に「臨時発兵」規定の適用をとおして国衙軍制の発兵対象としての職業的戦士「武勇輩」がいかに形成されていったか、このふたつの課題について解明したい。それは、かつて戸田氏が提起された、九世紀の軍制改革における「軍事官僚」の役割、「俘囚」の軍事的利用、戦術と兵器体系の転換、「勇敢者」徴募方式の採用などの諸論点を継承し、発展させることである<sup>(4)</sup>。

(1) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」（日本史研究会史料部会編『中世の権力と民衆』所収 創元社 一九七〇年）。本稿でとりあげる戸田氏の見解はすべてこの論文による。

(2) 石井進「中世成初期軍制研究の一視点」（『史学雑誌』七八編一二号

一九六九年）

- (3) 拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」（『史学研究』一四四号 一九七九年）、  
「王朝国家国衙軍制の構造と展開」（『史学研究』一五一号 一九八一年）、  
「警固使藤原純友」（『芸備地方史研究』一三三三号 一九八一年）、  
「国衙軍制」（『古代史研究の最前線』第二巻 雄山閣 一九八六年）、  
「王朝国家軍制研究の基本視角」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館 一九八七年）など。  
(4) 拙稿「捕亡令「臨時発兵」規定について」（『続日本紀研究』二七九号 一九九二年）。以下、本稿で別稿というのは、すべてこの論文のことである。  
(5) 九世紀軍制研究の現状と問題点については、別稿参照のこと。

## I 八世紀における罪人追捕規定の適用

### —「逃亡」対策—

別稿では律令罪人追捕規定のなかで「臨時発兵」規定をつぎのように位置づけた。すなわち律令罪人追捕規定のうち、追捕要員を動員して追捕することを想定しているのは、次の二つの場合である。まず、「殺人・盗賊・逃亡」などの現行犯および「非謀反以上」の謀議の「切害」事項（緊急事態）でありながら「発兵」を必要としない場合は、国司が「人夫」を発して「追捕」「勘乱」し、太政官に言上する。この場合、擅興律擅発兵条にもとづく「馳駈申奏」による発兵許可申請は必要としない。

「追捕官符（追討勅符）」

No.	年 月	追捕文言	宛 所		事 柄	罪 名	賊徒呼称	発兵文言	勅賞文言	典 拠
22	貞觀四(八六二)五	追捕官符	山陽・南海道諸國	●	海賊、備前國官米を侵奪し、百姓一人を殺害	殺害侵奪	海賊	差発人夫		三夷
21	嘉祥三八五〇一	追捕勅符	左右京職・五畿内諸國	●	盜賊群を成し、放火掠人	放火掠人	盜賊			文夷
20	承和一五八四八二	討伐勅符	相模・上総・下総等五國	●	俘囚九子廻毛ら反逆	反逆				統後紀
19	承和七八四〇二	搜訊・獲進	左右京職・五畿七道諸國	□	奸宄之賊・放火奪物	放火奪物	奸宄之賊			統後紀
18	承和六八三九四	索捕	伊賀	×	名張郡私鑄錢群盜一七人	私鑄錢	群盜	近衛俘囚		統後紀
17	承和五八三八一一	逐捕	畿内	×	奸盜	盜	奸盜			統後紀
16	承和五八三八二二	捕糺官符	山陽南海道諸國	□	海賊		海賊			統後紀
15	承和五八三八二二	勘糺官符	畿内諸國	□	群盜公行、放火殺人	放火殺人	群盜			統後紀
14	弘仁二(八二〇)二	(追捕)	相模・武蔵等7國	●	新羅人七〇〇人反叛、人民を殺す	反叛		発軍		紀略
13	弘仁五八一四	(追捕)	出雲	●	俘囚乱	乱	賊			紀略
12	弘仁三三八二一	警固奏聞	大宰府・長門・石見・出雲	●	新羅賊船対馬来着	賊	賊	発兵兵		後紀
11	延暦一八七九九六	捕	大和平城	×	内堅雀部広道、法華寺尼を強奸	強奸				類国
10	延暦一五七九六一二	搜捕	天下諸國	○	飛驒工逃亡	逃亡				紀略
9	延暦一五七九六五	索捕	山陽道諸國	×	賊		賊			紀略
8	延暦二二七九三八	募求勅符	天下	○	内舍人山辺春日ら、帶刀佐伯成人を謀殺、逃隱	謀殺				類国
7	宝龜二二七八〇七	警固勅符	因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門	□	威武と示し、非常に備える。		賊	兵士百姓便与馬者		統紀
6	宝龜二二七八〇七	警固勅符	北陸道諸國	□	威武と示し、非常に備える。		賊	兵士百姓便与馬者		統紀
5	宝龜二二七八〇五	勅符	東海・東山道諸國?	○	伊治皆原昌反	反	狂賊	広募進士	擲以不次	統紀
4	天平二二七四〇〇	勅符	大宰府管内諸國官人百姓	○	藤原広嗣反	謀反	逆人広嗣		賜五位・加給	統紀
3	天平四七三三	警固勅符	西海道・山陰道節度使	□	对新羅警戒態勢		賊	兵士百姓便与馬者		統紀
2	天平二七三〇九	捉搦・擒獲	京・諸國	□	盜賊	盜	盜賊			統紀
1	慶雲三七〇六二	逐捕官符?	京・畿内	□	盜賊溢起	盜	盜賊	差強幹人		統紀

表 1 8 ~ 9 世紀の諸国宛て

23	貞観五八六三八	追捕官符	五畿内七道諸国	○	着駄因三〇人逃走	逃亡	囚人			三夷
24	貞観七八六五六	追捕官符	山陽・南海道諸国	□	海賊	海賊	海賊			三夷
25	貞観八八六六四	追捕官符	摂津・和泉・山陽・南海道諸国	□	賊党群起し、掠奪息むことなし	掠奪	海賊			三夷
26	貞観九八六七一一	追捕官符	摂津・和泉・山陽・南海道諸国	□	伊予国宮崎村に群居し、掠奪せる海賊	掠奪	海賊	差発人兵招募存囚		三夷
27	貞観一一八六九六	追討言上	大宰府	●	新羅海賊、豊前年貢絹綿を掠奪	掠奪	寇賊	発兵		三夷
28	貞観二二八七〇二	警固勅符	因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐・大宰府	● □	新羅凶賊の警戒	不虞	凶賊			三夷
29	貞観一五八七三三	警固勅符?	因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐・大宰府	□	新羅海賊の警戒	不虞		戒厳兵卒		三夷
30	貞観一五八七三六	追捕官符	京畿七道諸国	○	貞観二年に武蔵に配置した新羅人三人逃帰	逃亡				三夷
31	貞観一七八七五五	追討勅符	下総国	●	俘囚叛乱、官寺を焼き良民殺略	叛乱		発官兵	褒賞	三夷
32	貞観一七八七五五	追討勅符	武蔵・上総・常陸・下野	●	同上	叛乱		各発兵三〇人	褒賞	三夷
33	貞観一七八七五二	追討勅符	出羽	●	渡島荒狄反叛し、秋田飽海両郡百姓二二人を殺略	反叛				三夷
34	貞観一七八七五二	追捕官符	大和	○	私鑄銭	私鑄銭	強盗			三夷
35	元慶二八七八三	追討勅符	出羽	●	夷俘叛乱、秋田城郡院屋舎城辺民家を焼損す。	叛乱	凶賊	発精兵		三夷
36	元慶二八七八六	警固勅符	因幡・伯耆・出雲・隠岐・長門	□	新羅海賊の警戒	不虞	寇賊	調習人兵		三夷
37	元慶三三八七九四	捜索官符	左右京職五畿七道諸国	○	貞観二年に武蔵に配置した新羅人五人中二人逃去。	逃亡				三夷
38	元慶四一八八〇六	警固官符	但馬・因幡・伯耆・出雲・隠岐	□	新羅海賊の警戒	海賊	海賊			三夷
39	元慶五八八二五	追捕官符	山陽・南海道諸国	□	海賊群れを成し、殺害掠奪す。	殺害掠奪	賊			三夷
40	元慶七七八八三二	追捕官符	上総	●	市原郡俘囚三〇余人叛乱、官物を盗取、人民を殺略す。	叛乱	群盗	差発人兵		三夷
41	元慶七八八三七	追捕官符	大宰府	●	群盗一〇〇余人、筑後国守都後西を射殺す。	殺害	凶賊			三夷
42	元慶一八八五八	警固官符	北陸道・長門・大宰府	□	新羅海賊の警戒	賊	囚人			三夷
43	仁和三八八七五	捜索官符	山陽道諸国	○	犯罪人太野安雄、脱禁逃去。	逃亡	囚人			三夷

捕亡令・獄令の罪人追捕規定、「警固式」発兵規定にもとづく勅符・官符・奏聞・解などを集録。● 国からの申請をうけて追捕を命じたもの。○ 事発国でない国に逃亡した犯人の追捕を命じたもの。□ 中央政府の肅正政策として打ち出したもの。× 中央から追討使・追捕使が派遣されたもの。  
※本表は別稿に掲載した表と同じものである。

第二に、「寇賊」・「謀叛以上」を「追捕」「追討」する場合と、「切害」事項で「発兵」を必要とする場合、国司は即座に必要と判断した人数を「発兵」して「追討」「追捕」とともに、「告密」内容と「発兵状」を天皇に「馳駈申奏」し、天皇から発兵を認可する「勅符」（発兵符）を受ける。この第二の方式が、捕亡令「臨時発兵」規定である。たんなる追捕指令は「太政官符」でよいが、発兵には「勅符」が不可欠だった。罪人追捕のための「発兵」でも、天皇の最高軍事指揮権によって拘束されていたのである。

律令罪人追捕規定で動員対象とされる「人兵」は、軍団兵士とは別次元の概念であり、本来、武装・非武装を問わず、罪人追捕要員を総称する概念であった。敵密には、「人兵」の「人」は「人夫」≠非武装の追捕要員、「兵」は武装した追捕要員を指称する概念であった。国司は、国内「武才」の調査と「百姓器仗帳」（民間百姓の個人装備所有状況）の調査を通して「百姓便<sub>二</sub>於弓馬<sub>一</sub>者」を把握しており、彼らは捕亡令「臨時発兵」規定にもとづく発兵要員として位置づけられていたのである。彼らは、騎乗用の騎馬を飼育しうる財力と、軍事訓練の役割も果たす狩猟を行なえる余暇が要求されることから、現実には郡司一族はじめ、有力農民に限定されていた。

それでは八世紀の現実ではどのように発動されたのだろうか。表1から、第一にあげたいのは、内乱時の義勇兵募集である。天平一二年（七四〇）の藤原広嗣の乱において、政府は、正規軍を動員するとともに、「勅符数十条、散<sub>二</sub>擲諸国<sub>一</sub>、百姓見者、早宜<sub>二</sub>承知<sub>一</sub>、・・・斬<sub>二</sub>殺広嗣<sub>一</sub>、而息<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>者、白丁賜<sub>二</sub>五位已上<sub>一</sub>、官人随<sub>レ</sub>等加給、若身被<sub>レ</sub>殺者、賜<sub>二</sub>其子孫<sub>一</sub>、忠臣義士、宜<sub>二</sub>速施行<sub>一</sub>」（『統日本紀』天平一二年九月二十九日条。以下「統紀」と）、反乱軍制圧下の大宰府管内「官人百姓」に破格の恩賞（五位已上）を約束して広嗣斬殺に決起するよう呼び掛ける「勅符」を乱発した（表1④）。この呼び掛け

に応じた「進士无位安倍朝臣黒麻呂」が「肥前国值嘉島長野村」で「逆賊広嗣」を「捕獲」した（『統紀』天平一二年一月三日条）。「勅符」に呼応した義勇兵が「進士」と呼ばれている。

また宝龜一一年（七八〇）三月の伊治皆麻呂の反乱を契機に対蝦夷戦争が勃発したさい、正規の軍事動員とともに、

勅曰、狂賊乱<sub>レ</sub>常、侵<sub>二</sub>擾边境<sub>一</sub>、烽燧多<sub>レ</sub>虞、斥候失<sub>レ</sub>守、今遣<sub>二</sub>征東使并鎮狄將軍<sub>一</sub>、分<sub>レ</sub>道征討、期日会<sub>レ</sub>衆、事須<sub>二</sub>下文武尽<sub>レ</sub>謀、將帥竭<sub>レ</sub>力、苟<sub>二</sub>夷奸軌<sub>一</sub>、誅<sub>二</sub>戮元凶<sub>一</sub>上、宜<sub>二</sub>下広募<sub>二</sub>進士<sub>一</sub>、早致<sub>二</sub>中軍所上<sub>一</sub>、若感<sub>二</sub>激風雲<sub>一</sub>、奮<sub>二</sub>勵忠勇<sub>一</sub>、情願<sub>二</sub>自効<sub>一</sub>、特録<sub>二</sub>名頁<sub>一</sub>、平定之後、擢<sub>二</sub>以<sub>二</sub>不次<sub>一</sub>、

（『統紀』宝龜一一年五月一六日条）

と、「勅符」で恩賞（不次≠五位）を約束して諸国から「進士」≠義勇兵を募集し、「軍所」に派遣するよう命じている（表1⑤）。この募集に応じて馳せ参じた「進士」としては、延暦七年（七八八）六月の衣川の敗戦における戦死者のなかに、別将丈部善理とならんで「進士高田道武・会津壯麻呂」らがみえ（『統紀』延暦七年六月三日条）、破格の恩賞に賭けた地方豪族・有力農民からなる精兵であったことが推察される。延暦年間の徴発「軍士」は、量的には兵力の圧倒的部分を占めているにしても訓練らしい訓練を受けておらず、戦力としてはそれほど信頼されていなかった。少数ではあるが精鋭の「進士」こそ、「俘軍」とともに以後の対蝦夷戦争における征討軍の中核的戦力となっていたのである。

以上のように内乱や対蝦夷戦争において、正規軍を補完する義勇兵を「進士」と呼んでおり、「勅符」が約束する恩賞に期待をかける彼らの自発性・積極性が戦局展開上大きな役割を果たしていたのである。かかる義勇兵動員形態が、九世紀の俘囚反乱・群盜蜂起鎮圧のための「臨時発兵」、一〇世紀の「国衙軍制」へと展開していく一つの前提

である。天慶三年（九四〇）正月一日將門追討官符の「若殺三魁帥一者、募以三朱紫之品一、賜以三田地之賞一、永及三子孫一、伝レ之不レ朽、又斬三次將一者、隨三其勲功一、賜三官爵一者」の文言は（『本朝文粹』卷二）、前記ふたつの「進士」募集「勅符」の文言とよく似ている。

第二に、「警固式」にもとづく「百姓便三弓馬一者」要害警固動員態勢である。この動員態勢は、別稿で検討したように天平四年（七三二）度に西海道・山陰道に配置された節度使によって実施された（表一―③）。節度使は天平宝字五年（七六一）、藤原仲麻呂による新羅侵攻作戦計画においても配置されており（『統紀』天平宝字五年一月三日条）、天平宝字度にも敷かれたであろう。このように、「警固式」にもとづく「百姓便三弓馬一者」要害警固動員態勢は、渤海との軍事提携による対新羅戦争準備過程で施行されたのである。宝亀一年の対蝦夷戦争勃発に対応して、西海道・山陰道・北陸道縁海諸国に天平四年度節度使の「例」により「警固式」にもとづく要害警固を命じたのも（表一―⑥⑦）、対蝦夷戦争に関心が集中しているあいだに西国に軍事的空白がおこることを危惧しての対新羅警戒配備であろう。しかし新羅では、七六〇年代末からクーデターや内乱が相次ぎ、社会不安が高まり、ついに七八〇年、惠恭王が金志貞のクーデターで殺害されており、宝亀一年当時、日本律令国家が大量の軍事力で対蝦夷戦争に投入せざるをえなくなつたとしても、新羅は対日侵攻などできる状況ではなかった。にもかかわらず、西国縁海諸国に「警固式」もとづく武装警戒が指令されたのは、律令国家本来の戦略マニュアルにもとづく反応であったと考えられよう。「警固式」にもとづく「百姓便三弓馬一者」要害警固動員態勢は、八世紀の東アジア国際秩序のなかでの対新羅緊張関係を反映したものであり、律令国家の戦略構想のなかで発動されていたのである。

しかし、九世紀に入ると事情は異なってくる。新羅の内乱状況のなかで武装貿易商人の活動が活発化し、政府は、表一―⑳・㉑・㉒・㉓・㉔のように「警固勅符」「警固官符」を頻繁に西海道・山陰道縁海諸国に下し、「人兵」を徴発して「新羅海賊」を警戒するよう指令するようになる。これは、八世紀に日本律令国家が想定したような、新羅国家との対外政策としての戦争とはまったく様相を異にする、私的武装集団によるゲリラ的襲撃・掠奪であるが、かかる新しい軍事課題に、「警固式」にもとづく武装警戒態勢が適用されていくのである。西海道・山陰道縁海諸国では、九世紀の「新羅海賊」警戒のための「人兵」動員態勢のなから一〇世紀国衙軍制の前提が形成されていく。

第三に、追捕対象を特定せず、諸国に対し一般的に盜賊追捕を命じる場合である。慶雲三年（七〇六）二月の「京及畿内盜賊滋起、因差三強幹人一、悉逐捕焉」（『統紀』慶雲三年二月二十六日条 表一―①）、天平二年九月の「詔曰、京及諸国多有三盜賊一、或捉二人家一劫掠、或在三海中一侵奪、蠹三百姓一莫レ甚三於此一、宜下令三所在官司一嚴加三捉搦一必使中擒獲上」（『統紀』天平二年九月二十九日条 表一―②）、「如有下捕三獲行火盜賊一勘当得三上実者、宜三示レ衆格殺以懲三後惡一」（『類聚三代格』宝亀四年八月二十九日官符、以下『類三』）などである。これらは、特定の社会状況のもとで治安悪化を予想した政府が、国司に部内治安の引き締めを要求したものであり、これも律令国家の中央集権的社会統制に対応する治安対策であろう。

第四に、「逃亡」捕獲である。表一では⑨だけであるが、令集解諸説は、逃亡捕獲の手續きについて「仮、京職失三死罪囚一、為レ捕申レ官、下三符近江国一之類、是事速耳」（公式令受事条集解或説）、「捕三獲逃亡一、謂下レ符令レ捕三罪人逃亡一、而捕獲送上訖」（公式令計会式条跡説）、「捕三獲逃亡一者、臨時給三官符一令レ捕耳、未レ捕獲一亦可三計会一也」（同条穴説）などと詳細に解説しており、律令国家が

いかに「逃亡」捕獲に重大な関心を持っていたかがわかる。そもそも律令国家の公民支配は本貫地での籍帳による人身把握によって実現されており、この公民支配を突き崩す浮浪逃亡に対して、追訪して本貫地に送還することを原則としていた。土断法をはじめとする浮浪政策の推移についての研究は非常に多いが、罪人追捕政策全体のなかで「逃亡」追捕政策が取り上げられることはなかったように思う。律令国家は公民制にもとづいて衛士・仕丁など大量の役夫を宮都と中央国家機関に徴用することによって支えられていたのであり、役夫の「逃亡」に対しては断固たる措置を講じておかなければ、役夫徴発体制そのものが崩壊してしまうのである。

八世紀の逃亡の実態を生々しく伝える史料に天平四年出雲国計会帳がある(『正倉院文書』巻1)。その「逃亡」記事の一部を摘記してみよう。

(天平六年解民部省解文)

三月 六日 進<sub>上</sub>上仕丁廝火頭匠丁雇民等式拾陸人逃亡替一事

廿六日 進<sub>上</sub>上雇民若桜部都美等四人逃亡替一事

四月 八日 進<sub>上</sub>上匠丁三上部羊等参人逃亡替一事

(天平六年解兵部省解文)

四月 八日 進<sub>上</sub>上衛士逃亡并死去出雲積首石弓等参人替一事

廿日 進<sub>上</sub>上衛士勝部臣弟麻呂逃亡替一事

(以下略)

出雲国が徴発して平城京に送った「衛士」「仕丁」「匠丁」「雇民」が、集団的に「逃亡」している状況がうかがわれるとともに、「逃亡」した役夫の氏名は「民部省符」「兵部省符」によって出雲国に通告され、国司はその代替人を「進上」している。「逃亡」役夫は国一郡一郷一保の行政機構とおして指名手配され、追捕されることになる。八世紀、捕亡令罪人追捕規定が威力を発揮したのは、このような「逃

亡」追捕だったのである。籍帳による本貫地での人身把握<sup>1)</sup>土地緊縛、官司・衛府への役夫動員、国家的土木事業への役夫動員に支えられた律令国家は、「逃亡」役夫の追求、代替人徴発なしには、存立不可能であった。しかし役夫「逃亡」の追捕は、一般的には大がかりな「発兵」を必要とするものではなく、前掲出雲国計会帳にみえるような中央一地方諸国、諸国相互間の「解」「符」「移」による緊密な連絡網、国一郡一郷一保という国内行政機構による公民把握と「非違」<sup>2)</sup>檢察機能によって実現したのである。

以上、八世紀において律令罪人追捕規定は、主として、次のような場合に適用されたことが判明した。第一に、内乱において律令正規軍を補完する義勇軍募集規定として、第二に、対新羅武装警戒のための緊急動員規定として、第三に、国司に対する国内統治の肅正要求として、そして第四に、「逃亡」役夫追捕規定として。それは八世紀律令国家が直面していた軍事課題、八世紀律令国家が立脚していた国司を媒介とする中央集権的支配、籍帳による個別人身支配に照応するものであった。とりわけ「逃亡」役夫追捕規定は、律令国家が存立するために欠くべからざる治安法規であった。かかる状況のもとでは捕亡令「臨時発兵」規定が、中央政府の軍事政策・治安政策をこえて、国衛独自の軍制へと発展していく余地はなかったのである。

(1) 動員された兵力は厳密には軍団兵士ではない。前年の天平一一年五月に軍団兵士制は停廃されているからである。にもかかわらず、さしたる混乱もなく迅速に動員できたのは、各国または兵部省に保管されていた天平一〇年度兵士歴名簿にもとづいて動員されたからであろうか。動員された兵力はかつて訓練を受けていた旧軍団兵士ということになる。

(2) 『小右記』寛仁三年(一〇一九)六月二十九日条によれば、刀伊賊撃退後の勲功定において、大納言藤原実資が「若無賞進」、向後事可<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>進士<sup>一</sup>歟」と述べている。実資のいう「進士」の用法は、恩賞を約束して募集

する義勇兵という八世紀の用法と同じである。

(3) 新羅の内乱状況については、井上秀雄「新羅政治体制の変遷過程」(『古代史講座四』学生社 一九六二年)

(4) 奈良時代の浮逃対策については、鎌田元一「律令国家の浮逃対策」(赤松教授退官記念『国史論集』一九七一年)他。

(5) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店 一九七一年)

## II 九世紀の新たな軍事課題

### 1、新たな軍事課題と捕亡令「臨時発兵」規定の適用

戸田氏は、九世紀後半〜一〇世紀の新たな軍事課題として「海賊」「群盗」をあげ、その基盤が私出挙と狩猟によって結合した私的武装集団たる「党」「党類」であり、その蜂起は弓射騎兵による浮浪的・流寇的形態をとり、かかる蜂起を追捕するために国衙は騎兵中心の「党」的軍事力を編成した、という論理によって「国衙軍制の形成過程」を解き明かそうとされた。戸田氏が提示された「軍事課題」とそれに対応するための軍事編成という視角は、軍制史研究にとつて基本的視角であり、その点で筆者も戸田氏の視角を継承するものである。しかし筆者は、戸田氏のように「新たな軍事課題」を展開する蜂起勢力の「実態」の検討から出発するのではなく、九世紀律令国家が「新たな軍事課題」を既存の治安法規体系のなかにいかに位置付け、いかに既存の治安法規体系を利用して鎮圧しようとしたか、それがいかなる過程を経て「国衙軍制」に結実するのか、という問題設定をして検討しているのである。

さて、表1に明らかのように、九世紀になると俘囚の乱(13・20・31)、新羅人の乱(14)、群盗蜂起(15・18・21・41)、海賊蜂起(16・22・24・25・26・39)、新羅海賊(17・27・28・29・36・38・42)な

ど、八世紀にはみられなかった新たな軍事問題が登場する。その行為は多様であるが、「放火殺害」「掠人」「掠奪」などと政府・国衙側が表現する犯罪行為をなし、政府・国衙はその犯罪行為を「乱」「叛反」「叛乱」と認定し、彼ら犯人集団を「賊」「凶賊」「寇賊」「群盗」「強盗」と指弾している。それは、別稿で論じたように、獄令・捕亡令の規定するところの、緊急に追捕することを要求される実行に移された「謀叛以上」、および「情理切害」(「過激」)にわたる「盗犯」であり、かかる「謀叛以上」「盗犯」を公然と実行する犯罪者集団は「賊」「寇賊」であった。「寇賊」は、捕亡令「臨時発兵」規定にもとづいて軍事的に鎮圧されなければならなかった。

具体例をみてみよう。弘仁十一年(八二〇)二月の新羅人反乱の場合(表1-14)、遠江・駿河両国新羅人七〇〇人の「反叛」に対し、「二国発兵」したが鎮圧できず、「相模・武蔵等七国軍」を発し、「勦力追討」したという(『日本紀略』弘仁十一年二月一三日条)。「日本紀略」の抄出記事にはみえないが、この鎮圧手続きが「馳駅申奏」↓「発兵勦符」によってなされたことは疑いないところであり、捕亡令「臨時発兵」規定に忠実に則っている。

東国の俘囚の乱の場合も、承和一五年(八四二)二月一〇日、上総国が「俘囚丸子廻毛等反逆之状」を馳駅奏上してきたのに対し、政府はただちに「勦符」二通を発給した。一通は上総国に、もう一通は相模・上総・下総など五国に対して、「相共討伐」せよというものであった。一二日、上総国は「反叛俘囚五十七人」を「斬獲」したと馳駅奏言してきた(『統日本後紀』表1-20)。また貞観一七年(八七五)五月一〇日、「俘囚叛乱」という下総守文屋甘菜麻呂の「飛駅奏言」に対して、「省三奏状」、知三俘捕虜怨乱、須下発三官兵、以遇中鋒鋭上、又下令三武蔵・上総・常陸・下野等国、各發三兵三百人、以為中援助上、宜下各合勢送相追討、早令中和解莫上擾三農民」という

「勅符」が下され、六月一九日、下野国から「反虜八十九人」の「殺獲」、七月五日に「賊徒廿七人、帰降俘囚四人」の「討殺」が報告された(『三実』 表1—③④)。これらの手続きも捕亡令「臨時発兵」規定に忠実である。

瀬戸内海の場合、「下」知播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐等国、「差」発人夫、「追」捕海賊(『三実』貞観四年五月二〇日条 表1—②)、「下」知摂津・和泉・山陽・南海道等諸国一曰、仍須下縁海諸国勅力同謀、具記往来之舟航、詳勅去就之人物、儻聞有奸謀、則彼我相移、差発人兵、招募俘囚、搜其崖穴、尋其風声、窮討尽捕、令无遺類(『三実』貞観九年十一月一日条 表1—②⑥)と、「人夫」「人兵」を差発しての「追捕」が「下知」されている。ここでも捕亡令「人兵」「人夫」差発規定が適用されている。

以上、九世紀に登場した新たな軍事課題である、新羅人の乱、俘囚の乱、群盜蜂起、海賊蜂起、新羅海賊に対して、政府は捕亡令「臨時発兵」規定を適用して国衙に鎮圧を命じ、国衙は捕亡令「臨時発兵」規定にもとづき「人兵」「人夫」を差発することによって、これらの蜂起を鎮圧していたことがわかった。九世紀の政府・国衙は、これら新たな軍事課題に対して捕亡令「臨時発兵」規定を効果的に機能させるために、国司裁量権の拡大、特定国司への追捕指揮権の集中化、発兵対象の限定化などをはかっていった。この国衙軍制形成の問題については、IIIで考察する。

## 2、群盜・海賊の戦術と追捕側の戦術

次に、群盜・海賊など、九世紀の反権力武装蜂起の戦術に注目してみよう。ここでも、戸田氏の弓射騎兵による流寇的・機動的闘争形態という指摘が深められなければならない。新羅海賊は「大宰府言、去

月廿二日夜、新羅海賊、乘三艦二艘、来博多津、掠奪豊前国年貢絹綿、即時逃竄、発兵追捕、遂不獲賊(『三実』貞観十一年六月一五日条)というように、船で夜襲をかけ、掠奪したら即時に逃走したので「発兵追捕」しても捕獲できなかった(表1—②⑥)。群盜の場合も、「筑後国解備、今月三日夜分、群盜百許人困守從五位上都朝臣御西館、射殺御西、掠奪財物、傍吏聞人叫声、俄發二兵仗、赴集之間、群賊逃散、夜暗兵寡、不獲追捕者(『三実』元慶七年七月一九日条)というように、やはり夜襲をかけ国司射殺・財物掠奪という目的を達成したらただちに逃散したので、「発兵」したのに捕獲できなかった(表1—④⑤)。瀬戸内の海賊の場合、「夫海賊之徒、萍浮南北、唯殉其利、不恤其居、追捕則鳥散、寛縦則鳥合(『三実』貞観九年十一月一〇条)とあるように、追捕すればばらばらに逃散し、放置しておけばいつのまにか結集して海賊行為を行うという(表1—②⑤)。このように、九世紀の群盜・海賊は馬や船を利用した少人数の軽装戦士による夜陰にまぎれての急襲と即座の撤収という、機動的・ゲリラ的活動が特徴的である。

かかる機動的・ゲリラ的戦闘形態に対しては、「或人言、盜賊逃去之日、海辺百姓五六人、冒死追戦、射傷二人(『三実』貞観十一年七月二日条)、「搜其崖穴、尋其風声、窮討尽捕、令无遺類(『三実』貞観九年十一月一〇条)などの記事からわずかに窺えるように、これまた馬や船を利用した少人数の軽装戦士による追撃・強襲戦が一般的鎮圧形態になる。国衙が捕亡令「臨時発兵」規定にもとづいて差発する「人兵」「人夫」は、かかる追撃・強襲戦を果敢に展開できる軽装戦士でなければならない。それでは国衙が発兵対象とするかかる戦士集団はいかにして形成され、いかにしてかかる戦術を獲得していったのだろうか。この過程について、IV・V・VIで詳しく考察したい。



### III 国衙軍制の原型の形成

#### 1、国司裁量権の拡大

九世紀後半における「臨時発兵」手続きの適用において注目したい変化は、元慶七年（八八二）二月に発生した上総俘囚の乱の鎮圧過程にみる事ができる（表1—④）。

a 上総国介従五位下藤原朝臣正範飛駟奏言、市原郡俘囚卅余人叛乱、盗取官物、数殺略人民、由是発諸郡人兵千人、令其追討、而俘囚焼民廬舍、逃入山中、商量非数千兵一者不得征伐者、勅、如奏状、是俘夷群盜懼罪逃竄者也、況卅余人僣兇、何足三以馳羽檄、宜下停給、勅契、直下官符、差發人夫、早速追捕上、  
〔三実〕元慶七年二月九日条

b 従五位下行上総介藤原朝臣正範飛駟奏言、討平夷虜一訖、  
（同一八日条）

c 太政官符上総国司儀、平虜之状奏聞訖、既知匏鼓一鳴、風塵永静、介正範、大掾文室善友、并差遣将吏等之勇略、既達旒聽、宜下消余燼、莫上令重然、若狼心無悔則滅渠魁、但飛駟馳伝、法令自存、自今事非機急、勅、抛律令、発遣脚力、申太政官、不得得專輒馳駟上奏、  
（同一二日条）

a において、上総介藤原正範は、「市原郡俘囚卅余人」が「盗取官物」、数殺「略人民」したという事態を「叛乱」と認定し、「諸郡人兵千人」を発して「追討」したが、俘囚は民廬を焼き、山中に「逃入」した、商量するに「数千兵」でなければ「征伐」できない、と「飛駟奏言」し、その九日後のbで「夷虜」を「討平」げたことを「飛駟奏言」してきた。別稿で論じたように捕亡令追捕罪人条義解は「本発之処（＝「反叛」発生国）、依「獄令」申奏也」としており、獄令告密条は「謀叛以上」の場合、本発国の国司は「有密之事、及発兵

之条」を「奏聞」することを義務づけている。さらに捕亡令追捕罪人条は「致レ使賊得三逃亡、及追討不レ獲者、当処録レ状奏聞」と規定し、賊徒が逃亡したさいにはさらに「状」を録して「馳駟奏聞」（義解）することを義務づけていた。上総介藤原正範は、かかる捕亡令「臨時発兵」規定に忠実にのっとり「飛駟奏言」してきたのである。

しかし、aで政府は事態を「叛乱」とは認定せず、「俘夷群盜」が罪を懼れて「逃竄」しただけだから、「飛駟奏言」するには及ばない（「何足三以馳羽檄」）、「勅契」（＝「発兵勅符」）を給うのをやめて「官符」を下すから、「人夫」を差発して「追捕」せよとしている。さらに、平定を報じた上総国飛駟奏言に対して、政府は、cの太政官符で、介正範、大掾文室善友らの勲功を讃えらるとともに、「馳駟奏言」は「法令（＝律令）」で規定されている「謀叛以上」「反叛」に限定すべきであつて、「機急」（軍機急速）「謀叛以上」「寇賊（追捕）でなければ「律令」に規定されているように脚力で太政官に言上せよ（捕亡令囚及征人条の「逃亡」追捕規定、擅興律擅発兵条の「人夫」差発規定の適用）、今後たやすくおおげさに飛駟奏言するな、という群盜蜂起鎮圧に対する基本方針を示した。政府は、律令罪人追捕規定における「謀叛以上」「寇賊」に対する対応（馳駟奏言↓発兵勅符）と、盗犯・殺人・逃亡に対する対応（太政官への言上↓「人夫」差発官符）の区分のうち、後者の方式で対応することを要求している。政府は、反権力武装蜂起を「盗犯逃亡」と認定することによって「太政官」と「国司」の通常の行政命令の枠内で鎮圧しようとしているのである。「人夫」の文言は、擅興律擅発兵条の発兵数規制を受けず、国司の裁量でいくらかでも動員できる。政府は、「飛駟奏言」「発兵勅符」で鎮圧する事態と認定しないことよつて、反権力武装蜂起鎮圧に対する事実上の国司の軍事的裁量権を拡大しようとしている。

みえる「武芸の士」

武官	国司	典拠
將曹・將監・少將		後紀 延暦24、2、10 後紀 大同3、10、19 後紀 弘仁2、5、23 後紀 弘仁2、7、8 類国 弘仁13、2、24 類国 弘仁14、7、22 類国 天長2、4、13 類国 天長5、閏3、9 類国 天長9、3、20 統後紀 承和元、6、21 統後紀 承和10、正、5 統後紀 承和10、2、3
少將・左馬頭	大宰少弐・越後守 相模守・佐渡権守 伊勢守・陸奥守 美濃介・伊予守	
右衛門佐・右兵衛佐・右近衛少將・右兵衛督 右近衛少將・左兵衛督 右兵衛督 左衛門大尉・右兵衛佐 左兵衛・右衛門少尉・左兵衛佐・右近衛 権小將・中將 左兵衛権佐・左近衛中將 左兵衛少尉・右衛門佐	加賀守・遠江守・常陸介 甲斐守・武蔵介・武蔵守 陸奥大掾・出羽介・駿河介・播磨介・守・ 山城守・但馬権守 阿波介 陸奥介・薩摩守・土佐権守・因幡守・相模守	
右近衛権將監・少將 陸奥鎮守將軍・右近衛少將・右馬頭・右 兵衛督 左兵衛権大尉・左衛門大尉兼檢非違使・ 右近衛將監	筑後守・信濃守 美濃介・備後守・肥後守・越前守	統後紀 承和10、3、2 統後紀 嘉祥2、2、6 統後紀 嘉祥3、2、16 文実 嘉祥3、8、4 文実 嘉祥3、11、6 文実 仁寿2、2、25
左衛門少尉・大尉・右兵衛佐	因幡権介・信濃介	文実 仁寿2、2、27 文実 仁寿2、12、22
左近衛	備中守 美作権少目・備中介・播磨介 常陸員外掾・伊勢介	文実 仁寿3、4、18 文実 仁寿3、8、22 文実 斉衡元、4、2 文実 斉衡元、10、9
左近衛將監・左馬助	常陸大掾・備後守・信濃守・陸奥守・伊予 守・備前守	
帶刀舍人	遠江守・三河守 大和介・紀伊介 陸奥守・常陸権守	文実 天安2、6、15 三実 貞観6、正、17 三実 貞観9、3、9
右近衛將監・左兵衛大尉・左衛門大尉・ 右衛門権佐・檢非違使・左近衛少將 左近衛佐・左近衛少將・左馬助・左兵衛督	信濃守・備中権介・権守・豊前守・但馬介・ 阿波守・大和守・越前権守 但馬介・越前介・美濃介・丹波権介・介・ 権守・美濃権守・守・丹波権守・守 大和権大掾・介・上総介・権介・近江権介・ 備前権守・相模守	三実 貞観16、4、26 三実 貞観18、9、9
右馬助・左馬助・左近衛少將・右馬頭		
右近衛権將監・將監・少將・左少將・左権 中將・中將・右兵衛督 左近衛將曹・將監・左馬助・左兵衛権佐・ 左近衛権少將 帶刀舍人・右兵衛少尉・大尉・左衛門佐・ 左近衛権少將・少將	伯耆介・駿河介・山城介・阿波介・陸奥守・ 大和守・権少弐・少弐 相模掾・播磨権掾・伊予介・伊予権守・備 前守・因幡権守・相模守	三実 元慶元、3、10 三実 元慶5、11、9 三実 仁和3、8、7

表 2 薨卒伝に

No.	人 名	記 事
1	住吉綱主	以善射為近衛
2	安倍兄雄	乏文堪武
3	坂上田村麻呂	家世尚武、調鷹相馬、子孫伝業、相次不絶、勇力過人、有将帥之量
4	藤原真雄	勇力過人、
5	藤原道繼	才能不聞、武芸小得、好酒及鷹、
6	伴弥嗣	頗便步射、好鷹犬、
7	紀田上	家業武芸、才華興聞、
8	坂上広郎	少以武勇聞、無他才芸、
9	藤原家雄	頗学典籍、兼善步射
10	紀興道	門風相承、能伝射礼之容儀、(伴和武多麻呂に)伝此法、由是後生武士長効兩家之法
11	伴友足	頗有武芸、最好鷹犬、獬豸、
12	大野真鷹	雖素無文学且好鷹犬、父子武家、而同此行迹、觀者嘆息、惡我不如
13	文屋秋津	論武芸、足称驍將、
14	藤原長岡	最長武芸、五箇年間、供歩騎兩射之節
15	藤原富士麻呂	少遊大学頗涉史漢、天性温雅、兼便弓馬、
16	坂上清野	少慣家風、武芸絶倫、特簡天下騎射拔群之士廿人、覽其才品、清野等競射、清野為三 人之先鳴也
17	興世書主	雖長儒門、身稍輕捷、超躍高岸、浮渡深水、猶同武芸之士、(祖父・父)長儒道、門徒有祿
18	藤原高房	膂力過人、甚有意氣、美濃介.. 発摘奸伏、境無盜賊、席田郡有妖巫.. 高房單騎入部、 追捕其類、一時酷罰
19	紀最弟	武芸之士、膂力過人、登高涉深、輕捷少耦、追捕京畿、盜賊奸究、漸以絶尽
20	小野篁	(父岑守)為陸奥守、篁随父客遊、便於挽鞍、後帰京師、不事学業、嵯峨天皇聞之歎曰、 既為其人之子、何還為弓馬之士乎、
21	源安	性懶文書、好習射芸、
22	百濟河成	長於武猛、能引強弓
23	橘百枝	不解文書、好在鷹犬、漁獬無息、
24	藤原大津	尤善步射、頗超等輩、
25	安倍臣氏	頗善騎射、輕捷如飛、夜追捕偷兒、捕賊山真山
26	山口西成	幼懶讀書、好習射芸、速得成人、改節入学、補得業生、奉試及第、
27	坂上当道	少好武事、便弓馬、最善射、兼有才調、承和年中為内舍人.. 行大射之礼、五位已上不 足一人、以当道滿其数、
28	清原秋雄	能射芸、好引強弓、人無能及者、
29	坂上貞守	好武事、便弓馬、
30	藤原良尚	好武芸、膂力過人、甚有胆氣、
31	坂上瀧守	幼好武芸、便習弓馬、尤善步射、坂氏之先、世伝将種、瀧守幹略、不墜家風、歩騎兼射 供奉節会、(新羅海賊の時)兼宰警固
32	文屋卷雄	幼有勇力、不好讀書、便習弓馬、尤善馳射、凡其驍勇過人、宿衛之勤、当時無双、

るのである。それは、当時進行していた国司官長の行政上の裁量権拡大（「官長請負制」）の方向と軌を一にしており、さらに「雖二飛駒奏一事軽者、給二官符」、見二延喜二三年御記二（『北山抄』巻四）とみえるように、寛平二延喜年間の「東国乱」における政府の対応として定着していった。

とはいえ、すべてがそうだったのではない。元慶七年六月、「群盗百余人」によって筑後守都御酉が殺害される事件がおこったが（表1④）、筑後国解を受けた大宰府は、府解で太政官に報告した。これに対して七月一九日、政府は「事出二非常一、理須二馳駆一、而修レ解付レ脚、既以稽遲」と、府国が「群盗」と認定し国解で報告してきたことを譴責するとともに、「凶賊」追捕を命ずる「官符」を下した（『三夷』元慶七年七月一九日条、同八年六月二〇日条）。この場合、政府は事態を「群盗」としてではなく「凶賊」＝「寇賊」と認定しているが、大宰府が「解申」してくること自体、先にみた政府の指導の定着ぶりを示しているだろう。

かかる軍事上の国司裁量権拡大のなかで、国司は、「追捕官符」を受けたらただちに鎮庄行動に移れる機動的な軍事編成を独自に構築していくのである。

## 2、追捕指揮官の「専当」化の方向

捕亡令でも、国司の一人が「使人」となって「人兵」を指揮するところが規定されているが（有盗賊条）、武装蜂起・襲撃の頻発化に伴い、「追捕官符」「警固勅符」にもとづき「人兵」を動員し蜂起を鎮庄する国司に、「専当」化の傾向がみられる。元慶七年の上総俘囚の乱で鎮庄の指揮をとった掾文室善友は、寛平年間対馬守として新羅海賊の撃退に活躍している（『扶桑略記』寛平六年九月五日条。前頁の表2をみると、文室氏のなかには、「論二武芸一、足レ称二驍將一」と評された秋津⑬、「幼有二勇力一、不レ好二読書一、便二習弓馬一、尤善二馳射一、

凡其驍勇過レ人、宿衛之勤、当時無双」と評された巻雄⑭がおり、『薨卒伝』にはみえないものの、弘仁期の出羽俘囚の乱を鎮定した綿麻呂も、坂上田村麻呂から「綿麻呂、武芸之人、頻経二辺戦一」と推賞されている（『日本後紀』弘仁元年九月一日条）。文室善友は、このような九世紀的「武門」文室氏に生まれた「武芸の士」だったのである（「武芸の士」の生態については後述）。善友は新羅海賊撃退の功により勲賞されている（『小右記』寛仁三年六月二十九日条）。

表2をみると、武芸に秀でた国司が群盗追捕に活躍していることが注目される。⑮の藤原高房は「膂力過レ人、甚有二意气」と評せられ、美濃介のとき、「兇摘奸伏、境無二盗賊一、席田郡有二妖巫」、高房単騎入部、追二捕其類一、一時酷罰したと伝えられている。⑯の紀最弟は、「膂力過レ人、登レ高涉レ深、軽捷少レ耦」と評せられた「武芸の士」であり、検非違使時代、「追二捕京畿一、盜賊奸究、漸以絶尽」と伝えられている。彼は因幡権守・信濃守を歴任した。⑰の安倍臣氏は「頗善二騎射一、軽捷如レ飛」と評せられ、「夜追二捕偷兒一、捕二賊山真山一」と伝えられている。彼は遠江守・三河守を歴任した。このように『薨卒伝』に登場する数多くの「武芸の士」は国司を歴任しており、彼らの国司在任中におこった群盗蜂起には、⑱の藤原高房のようにみずから先頭に立って追捕を指揮したのである。後述するように、守または介は「夷俘専当」となっており、武勇に優れた「夷俘専当」国司は「俘囚」兵力を率いて群盗・海賊追捕の先頭に立ったのであろう。

ここで注目されるのは、貞観一一年の新羅海賊による豊前貢綿侵奪事件（表1⑳）を契機に大宰府で権少式による「警固勾当」制が施行されたことである。

a 詔令下二大宰権少式從五位下藤原朝臣仲直一撰中行警固事上、去貞観十一年、左近衛権少将兼権少式坂上大宿祢瀧守行二此事一、

〔三実〕元慶二年七月一三日条)

b 勅遣二從五位上守左近衛權少将兼行大宰少式藤原朝臣房雄於大宰府

一、警固事准二坂上大宿祢瀧守例一・・

〔三実〕元慶三年正月一五日条)

c 勅曰、前令下二大宰少式藤原房雄一、行中警固事上、今房雄遷三任肥

後守一、无二人勾当一、更致二解体一、其器仗烽候、是長官之職、然

則警固有レ例、何必別配二勾当一、宜下停二少式勾当一、府司随レ宜  
処置上、

〔三実〕元慶四年六月七日条)

c によれば、本来「警固式」にもとづく縁海防備は「長官之職」として「随宜処置」するものであった。たしかにさきに検討した宝龜一一年の「警固式」にもとづく縁海防備は、国司長官が「百姓便弓馬者」を「要害」に動員するというものであり、勾当官が置かれることはなかった。貞観一一年の新羅海賊後、新羅海賊の脅威が常態化していくなかで、大宰府で「警固式」にもとづく縁海警固のための勾当官が置かれることになり、さらには「討賊使少式從五位上清原真人令望更留二府兵五十人一、権宛二援兵一、備二其不虞一」とみえるように(〔類三〕寛平六年八月九日官符)、勾当官は「討賊使」の称を冠するようになるのである。このような「詔勅」や「官符」による軍事指揮官設定への動きは、やがて、寛平一延喜年間の東国の乱、天慶將門の乱における特定国司による押領使兼帯へ、承平海賊、天慶純友の乱における警固使配置へとつながり、さらに国衙常設軍事指揮官たる押領使・追捕使の設置へとすすんでいくのである。<sup>3)</sup>

### 3、発兵手続き

九世紀において、「追討勅符」「追捕官符」「警固勅符」によって国司が動員する追捕要員は、表1にみるように「官兵」「兵」「人兵」「人夫」と表記されている。この表記は、その動員が捕亡令罪人追捕規定にもとづく動員であることを示すにすぎず、発兵文言それ自体は、

いかなる人々を動員対象にしているかを語っているのではない。このことについては別稿で詳論したので繰り返さないが、八世紀から、「人兵」動員対象として想定されていたのは「百姓便三弓馬一者」であった。

九世紀の発兵記事の「発二諸郡人兵千人一」(〔三実〕元慶七年二月九日条)、「徵二發諸郡軍一」(同元慶二年三月二九日条)、「令下二諸郡一進中勇敢上」(同元慶五年三月二六日条)などの文言をとらえて「諸郡人兵動員体制」を想定し、そこに郡司の郡内支配力にもとづく郡内農民に対する軍事指揮権の存在を想定する見解があるが、前記の文言は、「発兵勅符」「追捕官符」にもとづく発兵が、たんに国↓郡↓「勇敢者」という手続で行われたことを示しているにすぎない。その手続を多少とも具体的に表しているのは、寛平九年(八九七)四月一〇日太政官符の(〔類三〕)、

得二山城国解一僞、管八箇郡司解僞、件(二賀茂)祭騎兵扱二土浪人堪レ事者一差進既畢、而寄二事高家一不レ順二国仰一、若不二言上一恐有二後責一、仍注二拒捍人交名一申送者、国檢二案内一、承引之輩不レ及二廿人一、陣列之儀当レ致二闕怠一・・

という一節である。これは賀茂祭騎兵役の差進手続きについて述べたものであるが、追捕における「人兵」役の場合も、典型的にはこのような方式で動員されたとみてよいだろう。「発二諸郡人兵一」の文言の背後にある発兵手続きは、「発兵勅符」にもとづく国司の発兵令(「仰」||「国符」「国宣」)にもとづいて、郡司が「土浪人堪事者」に「人兵」役を勤仕するよう通達し、「拒捍者」「交名」を国衙に注進することだったのであり、郡司が発兵権があったのではない。それでは郡司が選抜すべき「土浪人堪事者」は国衙によってどのように把握されていたのだろうか。

別稿で述べたように、八世紀から国衙は、毎年、近衛・兵衛・帳内・

資人として貢挙するため「武才」（百姓便<sup>三</sup>弓馬<sup>一</sup>者）調査を行い、兵部省に「百姓器仗帳」を提出するために民間百姓の所持する装備を調査・登録していた。九世紀後半の国衙が「人兵」という文言のもとに現実に発兵対象としたのは、当時の呼称に即していえば「発<sup>三</sup>勇敢<sup>一</sup>俘囚<sup>二</sup>」（『日本後紀』弘仁二年三月二〇日条）、「簡<sup>三</sup>折勇敢<sup>一</sup>輕銳者<sup>二</sup>」（『三実』元慶二年六月二二日条）、「折下浪人有<sup>三</sup>勇敢<sup>一</sup>者上<sup>二</sup>」（『三実』元慶七年一〇月一七日条）などとみえる「勇敢者」であり、戸田氏のいわれる「勇敢者」徵募体制である。しかし「勇敢者」がいかなる人々であったか、右の文言からわかるのはせいぜい「俘囚」「浪人」という程度であるが、八世紀同様に「発兵」対象となる人々は、「勇敢者帳」とか「勇敢俘囚帳」などのかたちで登録されていたと考えてよい。そこで次に戦術論の観点から「追捕官符」にもとづく発兵対象たる

「勇敢者」「勇敢俘囚」の戦士としての実像にせまってみよう。

(1) この点については、拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」「王朝国家国衙軍制の構造と展開」（前掲）でも簡単に論じた。

(2) 松崎英一「古代権少式考」（『日本歴史』三二三号 一九七四年）、拙稿

「警固使藤原純友」（前掲）

(3) 拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」「警固使藤原純友」（前掲）

(4) たとえば森田悌「平安前期東国の軍事問題について」（同『解体期律令政治社会史の研究』所収国書刊行会 一九八二年）

## IV 「俘囚」の軍事的利用

### 1. 「俘囚」の戦術

IIで述べたように、群盗・海賊など、九世紀の反権力武装蜂起は、乗馬または乗船にたくみな軽装戦士による機動的・ゲリラ的戦闘形態であったが、追捕側の戦術も、これまた馬や船を利用した少人数の軽

装戦士による追撃・強襲戦になる。したがって国衙が「人兵」「人夫」という発兵文言のもとに動員する「勇敢者」は、このような追撃・強襲戦を得意とする軽装戦士でなければならぬ。問題は、このような軽装戦士がいかなる人々であったかである。

右のような戦術をもっとも得意としたのは、「彼夷俘之為<sup>レ</sup>性也、蜂屯蟻聚、首為<sup>三</sup>乱階<sup>一</sup>、攻則奔<sup>三</sup>走山藪<sup>一</sup>、放則侵<sup>三</sup>掠城塞<sup>一</sup>、而伊佐西古・諸絞・八十島・乙代等、賊中之首、一以当<sup>レ</sup>千、竄<sup>三</sup>迹山野<sup>一</sup>、窺<sup>レ</sup>機伺<sup>レ</sup>隙」（『統紀』天応元年六月一日条）、「追則鳥散、捨則蟻結」（『統紀』延暦二年六月六日条）、「弓馬戦闘夷狄所<sup>レ</sup>長、平民数十不<sup>レ</sup>敵<sup>三</sup>其一<sup>一</sup>」（『類三』承和四年二月八日官符）などの記述から推察されるように、元来、蝦夷であった。

九世紀に入って注目されるのは、すでに戸田氏が着眼されたように、群盗・海賊の鎮庄に対して「俘囚」すなわち国内に分散連行された蝦夷を積極的利用していることである。大同元年（八〇六）一〇月、近江国夷俘六四〇人を大宰府に遷して防人となし、国毎に掾一人を「専当」とするよう命じている（『類聚国史』大同三年一〇月三日条、以下『類国』）。弘仁四年（八一三）か五年におこった出雲俘囚荒懼の乱では、「夷第一等遠胆沢公母志」が「討<sup>三</sup>出雲叛俘<sup>一</sup>」之功」により外従五位下を授けられている（『類国』弘仁五年二月一〇日条、一五日条 表1—⑬）。承和六年（八三九）、伊賀国群盗追捕に向かった追捕使は近衛とともに「俘囚」を随行し（『続日本後紀』承和六年四月二日 表1—⑱）、貞観九年（八六七）瀬戸内の海賊追捕に「俘囚」動員が命じられている（『三実』貞観九年一月一〇日条 表1—⑳）。貞観一一年の新羅海賊の撃退（表1—㉑）にも、「先<sup>レ</sup>是、大宰府言上、往者新羅海賊侵掠之日、差<sup>三</sup>遣統領選士等<sup>一</sup>、擬<sup>レ</sup>令<sup>三</sup>追討<sup>一</sup>、人皆懦弱、憚<sup>三</sup>不肯行<sup>一</sup>、於<sup>レ</sup>是調<sup>三</sup>発俘囚<sup>一</sup>、御以<sup>三</sup>胆略<sup>一</sup>、特張<sup>三</sup>意气<sup>一</sup>、一以当<sup>レ</sup>千」とあるように（『三実』貞観一一年二月五

日条)、「俘囚」が活躍し、この事件を契機に大宰府では、常備の「俘囚」軍を編成することになる(『類三』貞観十一年二月五日条)。右に引いた記事をみて注目したいのは、延暦期の蝦夷戦士にしても、「俘囚」戦士にしても、彼らが個人戦技の卓抜さを表示する「一以当レ千」の名声で呼ばれていることである。『将門記』の戦士群像から『平家物語』に登場する戦士群像に至るまで、「一人当千之兵」の称は、一人前の「武勇輩」として認知されていることを表す名譽ある呼称であった。<sup>(2)</sup>個人戦技の優劣が勝敗を決する「武勇輩」の一騎打ちにふさわしいこの「一人当千」の称が、蝦夷・「俘囚」からまず登場してくることは、「武勇輩」の騎馬個人戦術の淵源をたどるうえで重要である。

## 2、国衙の「俘囚」支配

「俘囚」の内国配置の目的の一つには、「夷俘之徒、慕レ化内属、居レ要害地、足レ備三不虞」(『類国』大同元年一〇月三日条)とか、「折レ取夷種」<sup>(1)</sup>、散レ居中国、縦有レ盜賊、令レ其防禦」(『三夷』貞観十二年二月二日条)の記事にみるとおり、要害警固・群盜追捕など軍事的利用のためであった。『延喜式』主税上の諸国正税支出項目に俘囚料が計上されている国は表3にみるとおりであり、安芸国のように『延喜式』段階ではすでに俘囚料が消えてしまっている国でも、俘囚長に統率された俘囚集団が存在したことが確実な国もある(『類国』天長八年十一月五日条)。

ところでマックス・ウェーバーは、君主が家産制外の一般臣民に服従を要求するために保有する、彼と利害をともし意のままに動かしている家産制的軍隊の諸類型として、(1)奴隸軍(エジプトの購入奴隸軍など)、(2)被征服民募兵(オスマン・トルコのイエニチェリなど)、(3)傭兵(ブルボン朝のスイス人傭兵など)、(4)割当地貸与の見返りに軍事的奉仕義務を負う戦士(エジプトの戦士カスト、メソポタミアの受

封戦士、コサック騎兵など)などをあげ、これらの軍隊は、君主から給料や割当地や特権を付与されることによって君主の支配権に結びつけられており、さらにこれらの軍隊が異種族人・異国人として一般臣民に対立し、臣民との間に相互的連携を求めたり見出だしたりしえなような場合に、もっとも確実に君主の支配権に結びつけられる、と述べている。また、これらの軍隊の給養方式の変質・崩壊が、その体制の変質や、反乱などによる君主権力の崩壊につながることも指摘し

表3 国別俘囚料一覧

国名	本稲(束)	利稲(束)	利稲(人) 72束	国名	本稲(束)	利稲(束)	利稲(人) 72束
伊勢	1,000	300	4	佐渡	2,000	600	8
遠江	26,800	8,040	111	因幡	6,000	1,800	25
駿河	200	60	(0.8)	伯耆	13,000	3,900	54
甲斐	50,000	15,000	208	出雲	13,000	3,900	54
相模	28,600	8,580	119	播磨	75,000	22,500	312
武蔵	30,000	9,000	125	美作	10,000	3,000	41
上総	25,000	7,500	104	備前	4,340	1,302	18
下総	20,000	6,000	83	備中	3,000	900	12
常陸	100,000	30,000	416	讃岐	10,000	3,000	41
近江	105,000	31,500	437	伊予	20,000	6,000	83
美濃	41,000	12,300	170	土佐	32,688	9,806	136
信濃	3,000	900	12	筑前	57,370	17,211	239
上野	10,000	3,000	41	筑後	44,082	13,224	183
下野	100,000	30,000	416	肥前	13,090	3,927	54
越前	10,000	3,000	41	肥後	173,435	52,030	722
加賀	5,000	1,500	20	豊後	39,370	11,811	164
越中	13,433	4,029	55	日向	1,101	330	4
越後	9,000	2,700	37				

ている。<sup>4)</sup>この指摘は、日本律令国家が九世紀において「俘囚」を「盗賊」追捕の武装力として積極的に利用した理由と、そのような「俘囚」が武装蜂起するにいたった事情を考へるうえで示唆的である。<sup>5)</sup>

さきに指摘したように、「俘囚」は、国衙から「俘囚料」の給付を受けることにより、その生存を国衙に全面的に依存していた。さらに彼らは「駆使勘当勿レ同<sub>レ</sub>平民<sub>一</sub>、量<sub>レ</sub>情随<sub>レ</sub>宜、不<sub>レ</sub>忤<sub>レ</sub>野心<sub>一</sub>、禄物衣服公糧口分之類、不<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>男女<sub>一</sub>、一前格」(『類国』大同元年一月三日条)、「彼夷俘等分<sub>レ</sub>居諸国<sub>一</sub>、常事<sub>レ</sub>遊獵<sub>一</sub>、徒免<sub>レ</sub>課役<sub>一</sub>、多費<sub>レ</sub>官糧<sub>一</sub>」(『類三』貞觀一一年一月五日官符)とみえるとおり、「平民」と異なつて「課役」を免除され、国衙から「禄物衣服公糧口分」の支給をうけ、軍事訓練のための「狩獵」特権を保證されていた。「俘囚」は課役免と「俘囚料」支給の見返りに国衙に軍事的奉仕をする特殊な戰士集団として位置付けられていたのである。

しかも「俘囚」は強制移住させられてきた新参集団であり、在地「平民」と言語・生活様式を異にする「異種族人」であつた。したがつて両者の間には、本来連帯意識などなく、「平民」は自分たちの負担する正税利稲によつて給養されている俘囚に共感など持ちえなかつたはずである。彼らの「遊獵」も、平民たちの山野利用を大きく阻害したてである。「甲斐国言、夷俘等狼性未<sub>レ</sub>改、野心難<sub>レ</sub>馴、或凌<sub>レ</sub>突百姓<sub>一</sub>、奸<sub>レ</sub>略婦女<sub>一</sub>、或掠<sub>レ</sub>取牛馬<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>意乘用<sub>一</sub>」(『類国』延暦一九年五月二二日条)、「盜<sub>レ</sub>百姓牛馬<sub>一</sub>」(『類国』弘仁一一年六月一日条)などの文言は、誇張はあるにしてもやはりその一面を語つている。こうして相互の反目と敵意を利用し、連携を遮断することによつて、国司は「俘囚」を盗賊追捕の爪牙として活用しようとしたのである。

かかる「俘囚」集団を統制するために、集団内の「衆所<sub>二</sub>推服<sub>一</sub>者」「勇健者」を選んで「夷俘長」とし(『日本後紀』弘仁三年六月二日

条、『文徳実録』天安二年五月一九日条)、諸国の介以上を「夷俘專当」として監督させた(『類国』弘仁四年一月二四日条、同一年四月七日条)。「俘囚」を武力として利用する場合も、この統制組織が利用されたであろう。「夷俘專当」国司(守か介)指揮下で「勇健者」の「夷俘長」が「勇敢俘囚」を率いて、盗賊追捕を行うことが想定されていたのであろう。表3のように、俘囚料から諸国俘囚人口を推計する試みがなされているが、これを目安にするなら、発兵対象として位置付けられた「勇敢俘囚」は一般諸国ではせいぜい数人から数十人程度であつたであろう。

### 3. 「俘囚」の反乱・弾圧・陸奥送還

このように「俘囚」は、盗賊追捕・要害警固のために全国に配されたのであるが、おそらくは彼らへの「俘囚料」の未配や課税に対する不満、あるいは同化過程での地域百姓との摩擦(「猶挟<sub>レ</sub>野心<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>染<sub>レ</sub>華風<sub>一</sub>」「三実」貞觀一二年一月二日条)などの夷狄観、入植定住過程におけるトラブル、国司の爪牙としての活動への反感などが想定されよう)、などが理由となつて群盗化し、さらには大規模反乱にまで発展したものと考えられる。とりわけ、「俘囚」の「夷俘專当」国司への忠誠心を支える物質的基礎であるはずの「俘囚料」の未配が、「俘囚」の群盗化の最大の要因であつたことは、政府もよくわかつていた。「令<sub>下</sub>諸国司<sub>一</sub>、勤加<sub>中</sub>教諭<sub>上</sub>、而吏乖<sub>二</sub>朝旨<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>事<sub>二</sub>存恤<sub>一</sub>、彼等所<sub>レ</sub>申、經<sub>レ</sub>日不<sub>レ</sub>理、含<sub>レ</sub>愁積<sub>レ</sub>怨、遂致<sub>二</sub>叛逆<sub>一</sub>」(『類国』弘仁四年一月二二日条)、「若慰撫乖<sub>レ</sub>方、令<sub>下</sub>致<sub>二</sub>叛逆<sub>一</sub>、及入<sub>レ</sub>京越訴<sub>上</sub>者、專当<sub>二</sub>人等准<sub>レ</sub>状科<sub>レ</sub>罪<sub>一</sub>」「衣食無<sub>レ</sub>統、心事反<sub>レ</sub>常、則必野心易<sub>レ</sub>驚、遂致<sub>二</sub>猜變<sub>一</sub>」(『類三』貞觀一一年一月二日官符)の文言は、それをよく表している。

この「異種族人」の反乱に、政府は徹底的な弾圧によつてのぞむ。「凡群盜之徒、自<sub>レ</sub>此(≡俘囚)而起、今不<sub>二</sub>禁遏<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>後害<sub>一</sub>何、



宜下勤加三捉搦一改中其賊心上、若有下革レ面向三皇化一者上、殊加三優恤一、習三其性一背三吏教一者、追三入奥地一、莫レ使下三麁獷之輩一侵中于矛良之民上(『三実』貞観一二年一二月二日条)は、その基本方針を示したものである。承和一五年の上総俘囚の乱では(表一―②①)、  
「反叛俘囚五十七人」が「斬獲」(前述)、貞観一七年の下総俘囚の乱では(表一―③①・③②)、「反虜八十九人」が「殺獲」、「賊徒廿七人、婦降俘囚四人」が「討殺」されている(前述)。こうして、群盜海賊追捕に威力を發揮した、「俘囚料」支給によって支えられた国衙「俘囚」軍隊は、「俘囚料」の未給化と弾圧によって、九世紀末までには解体していったと思われる。

そして一方で「俘囚」は、「若有下革レ面向三皇化一者上、殊加三優恤一」の文言に示されるように「皇民」化が奨励され、百姓と同化し、国司や「勇敢」富豪層に従者として召し抱えられ、そのすぐれた戦技を伝授していったものもいただろう。たとえば、紀伊・越後などの国司(守)を歴任した伴龍男の従者に公弥侯広野がいたが(『三実』貞観元年一二月二七日条)、彼はその姓からみてあきらかに「俘囚」である。

他方で、国司は、危険な厄介者となった「俘囚」を「習三其性一背三吏教一者、追三入奥地一」と、奥羽に追放することを承認された。さらに寛平五年(八九三)、大規模開発政策と戸口増加政策をすすめる陸奥国では、五畿七道諸国に居住する旧陸奥国人を「優復」を加えて帰住を促進する政策を中央政府に申請し、政府はこれを受けて旧陸奥国人を徹底的に搜括して陸奥に送還するよう諸国に指令した(『類三』寛平五年七月一九日官符)。ここでは「俘囚」とは名指しされていないが、それはこの政策が「在京陸奥出羽人」本国送還という「故実」を法源として提起されたからであり、寛平五年の時点で五畿七道諸国に広汎に居住する旧陸奥国人といえ、八世紀末―九世紀初頭を中心

に組織的に内国に移配された「俘囚」以外にないであろう。この陸奥国司の送還要請は「若加三搜括一、必得三来集一」と成功への確信に満ちているが、それは「俘囚」を厄介視している諸国の事情と、「俘囚」自身のやみがたい望郷の念をよく知っていたからであろう。この「俘囚」陸奥送還政策はかなりの成功をおさめたにちがいない。一〇世紀に入って、内国「俘囚」が政治問題化することがなくなるのは、「俘囚」陸奥送還政策の成功も大きく作用したとみてよからう。萩市沖の孤島見島は長門国で「俘囚」が配された「要害」であったと思われるが、見島における、蝦夷特有の積石塚式古墳築造の終期は九世紀末から一〇世紀初頭頃と推定されている。見島の「俘囚」集団は、幾世代かを孤島見島で重ねたのち、夢にまで見た故国へと旅立ったのであろう。

#### 4、「俘囚」利用の軍事的意義

以上みたように、九世紀に国衙が編成した「俘囚」軍は群盜・海賊追捕に威力を發揮したのであるが、九世紀後半における弾圧と同化政策と陸奥への送還奨励政策によって、九世紀末までには国衙軍事組織としての「俘囚」は消滅する。しかし、この九世紀の一〇〇年間に「俘囚」は日本史上に大きな遺産を残したのである。

瀬戸内海賊追捕において「差三発人兵一、招三募俘囚一」という文言が示すように、「俘囚」と区別された「人兵」が動員されている。これまで「俘囚」の軍事的利用について強調してきたが、もとより群盜・海賊追捕には「勇敢」百姓も参加していたのである。「人兵」として「俘囚」とともに動員された国内「勇敢」百姓は、「俘囚」とともに追捕活動を行うことによって、その実戦経験を通じて「俘囚」の優れた騎馬戦術と武装形態を習得し、「俘囚」に匹敵する弓馬に巧みな軽装戦士として成長を遂げていったにちがいない。このように「俘囚」の騎馬戦術が、一〇世紀以降の中世的「武勇輩」の騎馬個人戦術の原

型となった点において、九世紀の「俘囚」の軍事史的役割はきわめて大きいのである。前記のように「一人当千」という名譽ある呼称が、蝦夷から「俘囚」を経て「武勇輩」に受け継がれているのは、かかる騎馬個人戦術の継承関係を象徴しているように思われる。この問題について、次節では、日本刀の発生という具体的問題から接近してみよう。

(1) 俘囚の軍事的利用については、戸田氏の提起後、井上満郎「俘囚の兵士」(『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館 一九八〇年)が発表されたが、「イデオロギー」に問題を抽象化させており、軍制史的視点に立った研究ではない。また吉沢幹夫「俘囚移配策の変遷と九世紀国家軍制について」(『東北歴史資料館研究紀要』一四一九九〇年)は、俘囚武力の問題を「人兵」差発問題とともにとりあげているが、両者の関連づけに成功していない。

(2) 『将門記』に「有二將門一人当千之兵一、暗知二夜討之気色一」(『経明等、得二一人当千之名一、不レ可レ見二過件敵一』)などがみえ、『平家物語』には「あつぱれ剛の者かな、是をこそ一人当千の兵ともいふべけれ、あつたら者ともをたすけてみて、・・」(巻八 妹尾最期)など、随所にみられる。

(3) 『長野県史』通史編第一巻(原始古代)第一章第一節第一項(福島正樹氏執筆)の表を一部修正のうえ転載させていただく。

(4) マックス・ウェーバー『支配の社会学Ⅰ』(世羅晃二郎訳 創文社 一九六〇年)第四節「家父長制支配と家産制的支配」五「・・家産制的軍隊と家産制外の軍隊・・」

(5) ただし、九世紀の国司支配が「家産制」的であるとか、国司と公民の関係を君主と臣民の関係とみるとかという次元で類比しているわけではない。

(6) ウェーバー前掲書概念を借用しているだけで、厳密な人類学・民族学の概念として使用しているのではない。

(7) 斎藤忠・小野忠熙「見島古墳群」(山口県教育委員会・萩市教育委員会編

『山口県萩市見島文化財総合調査報告』所収 一九六五年)、山口県教育委員会編(中村徹也・乗安和三執筆)『見島ジューコンボ古墳群』(山口県埋蔵文化財調査報告七三号 一九八三年)。積石塚式古墳群であること、承和昌宝・貞観永宝などの銭貨、石帯、藤手刀を伴出していることから、六国史・『延喜式』に所見はないものの、九世紀の見島が「俘囚」集団の居住地であったことはほぼ間違いないものと考えられる。古墳から多数の鉄鏃と馬の歯牙が出土し、被葬者の平安時代人骨に認められた上腕骨が著しく頑丈なのに対し、大腿骨はぎゃしゃであるという特徴も、かの絶海の孤島に乘馬と弓射に習熟した人々が住んでいたことを彷彿とさせる。見島ジューコンボ古墳群については、機会を改めて「俘囚」配置論から考察してみたい。

## V 中世的武装形態の形成過程

### 1、古代の直刀、中世の彎刀

ところで「俘囚」を媒介とする蝦夷戦術の導入という問題は、具体的には武装形態の変化に端的に表現されよう。ここでは騎馬戦術に適合的な独特の反りを持つ日本刀の成立過程について、刀剣史・考古学の成果と「俘囚」問題を結びつけながら考えてみたい。<sup>1)</sup>

刀剣史上、奈良時代までの直刀から平安中期以降の反りをもつ日本刀への移行過程は謎とされてきた。<sup>2)</sup>直刀が徐々に進化して中世的太刀に変容したと考えることは困難である。古墳時代から奈良時代にかけての直刀は、まっすぐであることとなかごの強度から考えて、刺突を主要な機能としていたことは間違いない。それは、剣技の個人的熟練をそれほど要求されない、集団訓練によって習得しうる単純な刺突動作と歩兵集団戦術に対応していた。正倉院に伝世する黒作り太刀は刀身も黒漆拵も同一規格で官工につくらせた官給刀であろうと推定されており、同様の太刀が東北地方の末期古墳からも出土しているところ

から、対蝦夷戦争に動員された士卒も佩用しただろうとされている。奈良時代の直刀は、基本的に、軍団兵士制を基礎にした大規模歩兵戦術、定期集団訓練、に対応しているといえよう。<sup>3)</sup>

いっぽう、中世武士は自己武装と自己訓練と個人的英雄戦（一騎打ち）を特徴とするが、かれらが使用する独特の反りを持つ日本刀は、振り下ろして打ち斬ることによって弧線が拡大し、より深く切り込むことが可能となるという。それは馬上での使用に適合的である。すなわち、古代の直刀と中世の日本刀の間のあいだには、軍団兵士制から武士へ、歩兵集団戦から騎馬個人戦へ、集団的訓練から個人的訓練へ、という軍制と戦術の根本的転換と断絶がおおきく横たわっているのである。

## 2、蕨手刀から毛抜形太刀へ

それでは中世武士が馬上から斬り下ろすのに適合的な日本刀はどのようなに出現したのだろうか。ここで注目されるのが、日本刀の発生を、奈良時代までの直刀からではなく、東北中心に発見されている蕨手刀の進化から解釈しようと考えられた石井昌国氏の研究である。以下、石井氏の研究成果を中心に蕨手刀の特徴について紹介してみよう。

1、蕨手刀とは、柄の先端が草蕨のような形状をしているところから命名されたものであるが（図1）、その特徴は、刀身に対して柄部分に反りをもたせている点にある（柄反り）。「反りはひとり蕨手刀独自による発見といっても過言ではない」。つまり、蕨手刀は、直刀ではなく彎刀である。蕨手刀の柄反りは、突き斬るという目的のもとに作られた直刀とは異なり、打ち斬るという目的を示しており、馬上での使用に適合している。刃部と柄部の一体性（共鉄柄）、刃の焼き入れも斬撃の衝撃に耐えうる技法である。

2、最古の蕨手刀は、茨城県桂村の七世紀中葉の円墳出土のものといわれるが、製作技法上の最古の様式は、長野県・群馬県から出土し

たものであるという<sup>4)</sup>。もともと濃密に分布するのは東北地方とりわけ岩手県・宮城県であるが、蝦夷塚と通称される積石塚式古墳群（とくに岩手県）から、しばしば和同開珎、銅帯具・石帯具を伴出しながら出土している<sup>5)</sup>。これらの古墳群は奈良・平安初期、とりわけ八世紀末～九世紀初頭の対蝦夷戦争期の蝦夷勢力の戦士の墳墓と推定されている。わずかに数例ではあるが、蕨手刀は西国からも出土している。西国でも主として八～九世紀の墳墓から出土しており、とくに前節で紹介した山口県見島の場合、蝦夷塚に酷似した積石塚（ジーコンボ古墳群）から、承和昌宝・貞観永宝などの銭貨、石帯具を伴って出土している点、とくに注目される。<sup>7)</sup>

3、蕨手刀はやがて長寸化し、柄の握り部分を毛抜様に打ち抜いた毛抜形蕨手刀が登場し（図2）、さらに蕨手が退化し透かしが進化した刀身五〇センチ以上の、柄だけでなく柄元も強い外反りをもつ毛抜形刀へと発展し（図3）、ついに刀身が六〇センチ以上になると、柄反りだけではもはや限界に達し、刀身を細身にしたりうえで柄元から切先にいたるまで反りをもつ堂々たる毛抜形太刀が出現するにいたる（図4）。毛抜形透かしは、指先をこの溝孔にかけて握力を強化するとともに、共鉄柄の欠点である斬撃時の強い振動を弱める工夫であるという。秋田県五城目町岩野山古墳などから出土した毛抜形刀（図3）は元慶期の藤原保則による最後の征夷戦当時の蝦夷勢力側のものであろうと推定され、長野県塩尻市外宗賀のべ沢出土の毛抜形太刀（図4）は蕨手刀の特徴を残したもともと古い型の太刀であり、平安中期とみられる八稜鏡・灰釉碗と伴出しており、一〇世紀中葉の将門の乱の時期のものとも推定できる。これから後に流布する毛抜形太刀の原型であり、ここによりやく純然たる日本刀が登場するのである。

以上の刀剣史の研究成果と前項で述べた「俘囚」論を結び付けるこ

蕨手刀から毛抜形太刀への変遷

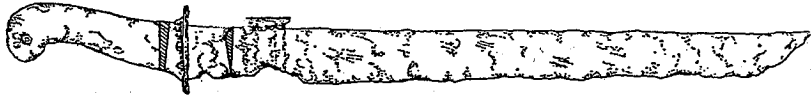


図1 蕨手刀（東京都武蔵野市吉祥寺出土）

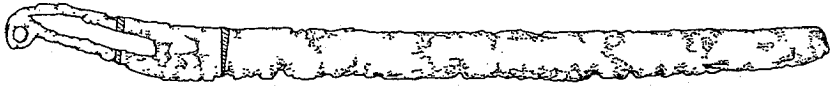


図2 毛抜形蕨手刀（岩手県平泉町出土、伝悪路王佩刀）

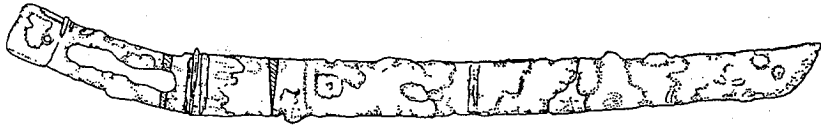


図3 毛抜形刀（秋田県五城目町岩野山出土）

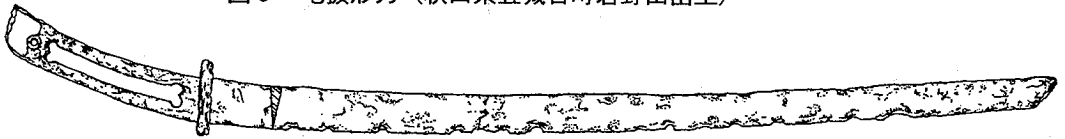
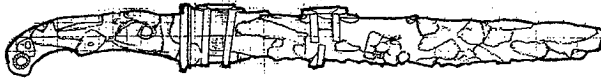


図4 毛抜形太刀（長野県塩尻市宗賀出土）



参考図1 蕨手刀（愛媛県宇和町明石出土）



参考図2 蕨手刀（山口県萩市見島出土）



〔出典〕

図1～図4 石井昌国『蕨手刀』

参考図1 宇和町郷土保存会の図面

参考図2 斎藤 忠・小野忠熙「見島古墳群」

とによって、私は蕨手刀から日本刀（毛抜形太刀）への発展過程を次のようにとらえ直してみたい。蕨手刀は、騎馬の風習の盛んな東国で、七世紀ごろ馬上からの斬撃用の刀として独自に考案され、急速に奥羽の蝦夷地域にまで普及していった。しかし東国では、八世紀初頭、律令国家が軍団兵士制を創設し、歩兵集団戦に適合的な突き斬り機能を重視する直刀を制式採用して統一規格によって製作・官給したところから、かえって蕨手刀は普及せず、蕨手刀はもっぱら蝦夷勢力の間で改良・発展をとげていった。八世紀末から九世紀初頭の対蝦夷戦争において、蕨手刀で武装した蝦夷騎馬戦力は急襲・攪乱戦術によって、直刀で武装した律令正規軍の歩兵集団を圧倒した。八世紀以来、律令国家にもちこみ、九世紀に入ると蕨手刀で武装して盗賊追捕に出動したり、新羅海賊警戒のため沿海諸国の「要害」に配備された。萩市見島のジューコンボ古墳群は、かかる「要害」に配備された俘囚集団の墳墓群であろう（「要害山」の地名あり）。元慶出羽俘囚の乱では、俘囚勢力はかなりの長寸の毛抜形刀を使用していたが、このタイプの毛抜形刀が、はじめ東国の「勇敢者」の間に、やがては西国の「勇敢者」の間に普及していったのではなからうか。九世紀末から一〇世紀初頭の「東国」の乱、一〇世紀前半の將門・純友の乱では、すでに反乱勢力・追討勢力の双方とも、刀身六〇センチを越える堂々たる毛抜形太刀を装備していたと考えられる。

このように、石井昌国氏が精力的に解明された、蕨手刀から毛抜形刀を経て毛抜形太刀へと発展する日本刀成立過程は、「俘囚」の内国配備と新羅海賊警固・群盜海賊追捕への「俘囚」動員、群盜・海賊追捕過程での「俘囚」と「勇敢者」との戦術交流という九世紀固有の歴史状況を対応させることによって、きわめて整合的に説明できるのである。

### 3、中世的武装形態の成立

たしかに中世的騎馬個人戦は弓矢が中心であるが、しかし騎射の戦術革新、馬術の革新、弓矢の技術的革新などを検証することは困難である。よく、中世的騎馬個人戦において太刀の役割は副次的であったといわれるが、敵味方入り乱れての白兵戦、突撃戦にあって、太刀はやはり決戦兵器である。しかも直刀から彎刀への転換というはつきりわかる変化は、歩兵集団戦から騎馬個人戦への戦術転換をもっとも具体的に表現する指標となる。

挂甲・短甲から大鎧・腹巻への転換過程も不明なところが多いが、<sup>10)</sup>ここでも決定的なのは、律令軍制の挂甲・短甲が統一規格（「様」）によって造兵司・国衙で作成される官給品であったのに対し、大鎧は、それを着装する「武勇輩」の個人的好みによって注文製作され、私的に調達されることである。かかる私的調達の場合、注文する「武勇輩」が自身の騎馬戦闘の実戦経験をふまえて、より軽快により簡便により華麗にと、さまざまな要求を鎧師に突きつけるだろう。鎧師は自己の金工・革工技術をあげて要求に答えようとし、それが鎧師の技術水準をいっそう高めていったであろう。

中世、伝世の甲冑を着装することが「武勇輩」にとって誇りであったように、甲冑の耐久年限は非常に長い。ここで九世紀の甲冑の耐用年数を推測するうえで興味深い事例をあげよう。貞観十二年（八七〇）三月、対馬守小野春風は、新羅海賊に対する警備のため、故父石雄家が弘仁四年（八一三）の陸奥俘囚反乱のさい着用し、兄春枝が太政官に進上した「羊革甲一領、牛革甲一領」のうち、「羊革甲」を拝領したいと奏上し、詔で春風には羊革甲、兄陸奥権守春枝には牛革甲が下賜された（『三実』貞観十二年三月二十九日条）。弘仁四年から貞観十二年まで、実に半世紀をこえている。九世紀後半の群盜・海賊鎮圧過程で、このように武芸官人は兵庫寮に収蔵された甲冑を拝領し、動員さ

れた「俘囚」や「勇敢者」は国衙兵庫所蔵の甲冑の配給をうけて戦ったのであろう。もちろん代々伝世してきた甲冑を着装するものも多かったであろう。「様」は統一規格にもとづく国衙の年料生産の甲冑も、宝亀十一年、「鉄甲」から牢固・軽便な「革甲」へ転換するよう指令され(『統紀』宝亀十一年八月十八日条)、延暦九年には諸国に对蝦夷戦争用に「革甲二千領」の製作が命じられているように(『統紀』延暦九年閏三月四日条)、騎馬戦術に対応するため「革甲」形態に転換してはいた。

しかし、軽快な運動性を要求される群盜・海賊追討戦において、革甲といえども旧来の官給甲冑の不便さはすぐに実証されることになったであろう。おそらく最初は既存の挂甲・短甲の部分的改良から始まり、実戦経験の積み重ねのなかからしだいに大鎧や腹巻が登場していったのである。いったん大鎧が出現すると、それがモデルとなって「武勇輩」のあいだに急速に普及していくだろう。その点で、もっとも古式をとどめる大山祇神社所蔵沢瀉威鎧が「延喜の鎧」と伝承され、腹巻の語が延長年間に登場することは注目に値する。<sup>23)</sup>

私は、九世紀末―一〇世紀初頭の「東国の乱」が大鎧・毛抜形太刀の出現をうながし、承平天慶の乱は、華麗な大鎧を着装し、堂々たる毛抜形太刀を佩用した「武勇輩」によって戦われた最初の戦闘であったと想像する。<sup>24)</sup>

(1) 本節の叙述は、石井昌国『藤手刀―日本刀の始原に関する一考察―』(雄山閣 一九六六年)、同『日本刀の時代の見どころ』(日本刀全集二 徳間書店 一九六六年)、石井昌国・佐々木稔『日本刀と藤手刀』(『週刊朝日百科日本の歴史五九 承平・天慶の乱と都』朝日新聞社 一九八七年)に負うところが大きい。

(2) 石井『藤手刀』(前掲)、秋山進午『武器・武具』(『日本の考古学IV 歴史時代上』)

(3) 石井『日本刀の時代の見どころ』(前掲)では、この時期の直刀を「刃長は六〇―六五センチ程度の例示が多く、のちの戦国期の徒歩戦が連想されそうである」と評している。

(4) 石井・佐々木『日本刀と藤手刀』(前掲)

(5) 岩手県立博物館編『熊堂古墳群・浮島古墳群発掘調査報告書』(研究報告書第六冊 一九九〇年)

(6) 石井『藤手刀』(前掲)では、島根県出雲市馬木町(石室、蔵骨器入れ切石台伴出)・徳島県麻植郡鴨島町(墳墓、鉄製墓誌板伴出)・熊本県人吉市城本(横穴)・鹿児島県胆振郡高山町(土壘、須恵器・銅製銚帯伴出)の四例があげられている。伴出遺物から判断して、八―九世紀のものと考えられる。石井氏は紹介されていないが、愛媛県宇和郡宇和町卯之町から全長四四センチの藤手刀が出土している(参考図5 宇和町立民具館蔵)。御教示下さった広島県立国泰寺高校の新谷武夫氏、わざわざ図面を送って下さった宇和町郷土文化保存会の門多正志氏に感謝したい。なお、成稿後、佐藤宗男「宇和島出土の藤手刀について」(『古代文化』四四―一〇 一九九二年)が発表された。

(7) 斎藤・小野「見島古墳群」(前掲)、山口県教育委員会編『見島ジーンボ古墳群』(前掲)。ジーンボ古墳群出土藤手刀の実測図を参考図2として掲げておく。

(8) ただし、石井昌国氏は、この毛抜形太刀を、永延年間(九八七―九八九)、三条小鍛冶宗近が活躍した時期のものともみられるが、それは刀剣史の編年観にもとづくものであり、伴出した八稜鏡・灰釉碗を再検討することで刀剣史の編年観に拘束されない年代比定ができるのではないだろうか。

(9) 藤手刀に関する研究として、ふるく喜田貞吉「奈良時代前後における北海道の経営」(『歴史地理』六二巻四―六号 一九三三年)、大場磐雄「藤手刀に就いて」(『考古学雑誌』四三巻一〇号 一九四七年)がある。前者は、藤手刀は奥羽特有の「蝦夷好みの刀剣」で、内国のわずかな事例は「内地諸国に移住した俘囚らの所持品であった」、(「内地移住の俘囚が」平安朝中期以後におけ

る武士の起原をなしたものである」という注目すべき指摘をしながら、「武士俘囚起原論は」他日別に詳論の機会を得んことを期待する。「蔵手刀の起原沿革については、これまた他日別に発表する予定である」と他日を期した詳論がついに聞けなかったのは、まことにおしむべきである。私見の構想がほぼできあがったあとでこの喜田論文に接したが、私の蔵手刀論・武士起原論は、畢竟、喜田説を詳述しすぎないことを発見した。後者は、逆に、蔵手刀は八世紀末の征夷戦において動員された東国の征討軍兵士の装備で、かの地で戦死したり、出身地に凱旋した者が残したものと想定し、喜田説を否定するが、奥羽の積石塚が蝦夷のものであることはまちがいない、大場説は成立しない。

(10) 尾崎元春「甲冑」(『原色日本の美術』二 甲冑と刀剣) 小学館 一九七〇年)、山岸素夫・宮崎真澄『日本甲冑の基礎知識』(雄山閣 一九九〇年)

(11) 『吏部王記』延長六年二月五日条に「大原野行幸、・・・諸衛官人着<sup>二</sup>褐衣・腹巻・行騰<sup>一</sup>、・・・」とみえる。一〇世紀はじめには衛府官人装束のなかに「腹巻」が定着していたのである。

(12) 高橋昌明「武士の発生とその性格」(『歴史公論』八号 一九七六年)も、刀剣史・工芸史の研究成果に依拠しながら、「九世紀末から一〇世紀はじめには騎馬弓兵用の武器がほぼ出揃いつつあることがわかる。このことから一〇世紀初頭を中世的武士の先駆的な形態が出現した時期とみる」ことができる。述べており、学ぶところが多いが、本稿のように「蔵手刀」を手がかりにした「俘囚」戦術の継受という観点はない。

## VI 戦術革命と「武勇輩」の形成

### 1、律令的戦術と「武芸」官人の衰退

かつて軍団と衛府によって継承されてきた律令軍制の武装形態(挂甲と短甲、直刀に象徴される)と基本戦術(「陣法」)にもとづく歩兵集団戦術)は、延暦一一年(七九二)の軍団兵士制廃止に表現される

対外戦争の放棄、八世紀末から九世紀初期にかけての対蝦夷戦争における蝦夷騎馬戦術との遭遇、九世紀中葉以降のゲリラ的機動的な群盗・海賊蜂起への対応というあらたな軍事状況のなかで、実戦的な意味を失っていった。わずかに国家儀礼・宮廷儀礼を装飾する衛府の「陣列」とか、宮廷行事としての射芸(射礼・賭射)・馬芸(競馬)においてのみ余命を保つことになり、近衛府の下級官人・舎人の「家」によって「家業」として伝承され、洗練されていくのである。<sup>1)</sup>

九世紀の律令官人社会でも伴・紀・坂上・小野・大野・文屋などの諸氏は、「武芸」を「家業」「門風」「子孫伝業」「家風」とする「武芸の家」とみなされ、衛府官人を歴任し、蝦夷との戦争では將軍として派遣されていた(表2)。表2に掲出した『纂卒伝』の記事には、「家業武芸」(⑦紀田上)、「門風相承、能伝射礼之容儀」(伴和武多麻呂に)伝三此法、由是後生武士長効二商家之法」(⑩紀興道)、「家世尚レ武、調レ鷹相レ馬、子孫伝レ業、相次不レ絶」(③坂上田村麻呂)、「幼好二武芸、便習三弓馬、尤善二步射、坂氏之先、世伝二将種一、瀧守幹略、不レ墜二家風、(新羅海賊の時)兼二宰警固一」(⑪坂上瀧守)、「累代将家、驍勇超レ人」(小野春風 ただし『藤原保則伝』)、「父子武家」(⑫大野真鷹)などとみえる。これら「武芸の士」はまた、「能伝射礼之容儀」(⑩紀興道)、「最長二武芸一、五箇年間、供二步騎兩射之節」(⑭藤原長岡)、「少慣二家風一、武芸絶倫、特簡二天下騎射技群之士廿一人、覽三其才品、清野等三人競射、清野為三三人之先鳴一也」(⑯坂上清野)、「頗有二武芸一、最好二鷹犬一、三獵狩」(⑰伴友足)に示されるように宮廷儀礼の射礼や遊獵でその「武芸」を競いあっていた。彼らはまた、先述のように、奥羽の俘囚の反乱に將軍として派遣され、地方諸国での俘囚の反乱、群盗蜂起、海賊蜂起、新羅海賊対策において、国司として追捕指揮官となつて追捕に活動した。

しかし、彼ら「武芸の士」の後裔が、一〇世紀以降の「武勇輩」にそのまま移行したのではない。むしろ「武勇輩」として転身できた「家」は多くはないのである。九世紀「武芸の士」と一〇世紀「武勇輩」との間には、たしかにおおきな断絶がある。その理由を、彼ら九世紀の「武芸の士」は「在地領主」ではなく律令官人であったからだ、というのでは説明にはならない。一〇世紀「武勇輩」も「在地領主」ではない。一〇世紀「武勇輩」（ひいては中世武士）の始祖の多くは（たとえば源平両氏、秀郷流・利仁流・維幾流の藤原氏、大藏氏など）、むしろ九世紀末の「東国の乱」から十世紀前半の「承平天慶の乱」の過程で勲功をあげた中下級官人である。それではなぜ、九世紀「武芸の士」が一〇世紀「武勇輩」に転身できなかったのか。それは彼らが「家風」「家業」として伝承してきた「武芸」が、律令軍制の基本戦術であり、彼らはその「家業」から脱皮しえなかつたからである。彼らのなかでも、九世紀後半から一〇世紀前半の群盜蜂起状況のなかで、実戦経験を積むことよって一〇世紀「武勇輩」に転身したものもいたであろう。しかし、完成され洗練された律令的「武芸」を誇りをもつて伝承してきた「武芸の家」出身者は、かえって実戦経験によつて形成されてきた新たな戦術を受け入れがたかつたのではないか。彼らは「見せ物」としての宮廷「武芸」を「家業」とする近衛府中下級官人として生き延びるか（たとえば紀氏）、まったく別の「家業」を開拓して宮廷官人社会に地歩を得ていったのである（たとえば明法家坂上氏）。

## 2、戦術革命

新戦術の開発と習熟は、実戦に参加することよつてのみ可能である。群盜・海賊追捕に動員され、勲功をあげた者だけが、新戦術を開発・習得し、さらに次の追捕にも動員されていくだろう。発兵上の裁量権を委ねられた国司のもとで、追捕に動員されるものはしだいに特

定の者に限定されていき、国衙に対して追捕役を勤仕する義務と名譽をもつ「武勇輩」へと転身していくのである。

ところで石井進氏は『今昔物語集』（巻二五の三）の箕田源二宛と村岡五郎良文の合戦にみえる戦闘ルールを、中世武士の一騎打ち戦術のもっとも古典的形態とされたが、そこで示されている典型的戦闘ルールの原型は、すでに「將門記」において認められる。すなわち、合戦の日時・場所の決定や合戦開始は、相互に「牒」「簡牒」によつて通告されており（「將門」陳云、件文明等、令住三国士、不レ可追捕一之牒奉レ国、而不二承引一、可二合戦一之由、示三送返事一、仍彼此合戦」「將門固レ陣築レ楯、且送三簡牒一、且寄三兵士一」、個人戦闘における「名乗り」も確認される（「良將揚レ声如レ案討合」「將門揚レ鞭称レ名、追討」）。こうしてみると中世的一騎打ち戦術は、將門の乱の時期には確実に成立していたといえる。中世的戦術の成立は、それに照応する武装形態の成立をも意味している。將門の乱に参加した「武勇輩」の武装形態がどのようなものであつたかを推測させるのは、政府軍が將門軍から鹵獲した「平楯三百枚、弓胡篋各百九十九具、太刀五十一柄」という武器構成である（『扶桑略記』天慶三年二月八日条）。個人装備としての弓・胡録・太刀、防御装備としての平楯という単純な構成は、中世的合戦における武器構成そのものである。これをも、半世紀前の元慶二年（八七八）出羽俘囚の乱において俘囚勢力によつて焼亡された秋田城内の武器構成、「革短甲三百四十七領、靑五百卅三枚、鉄鉢一百五十七枚、革鉢五十枚、木鉢三百廿六枚、箭八千三百八十隻、大角六枚、小角八枚、鼓六十面、大刀五十五柄、弓七十一張、鉄鈎五十五柄、弩廿九具、手弩一百具、鉄一十三柄、鉞八柄、楯五十二枚、槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鯨尾槍一百八竿」（『三実』元慶五年四月二〇日条）と較べてみると、まことに興味深いものがある。「短甲」「革鉢」「木鉢」という甲冑は中世にはみられないし、



「大角」「小角」「鼓」は律令軍制の歩兵集団戦術（「陣法」）に不可欠の指揮具であり、「弩」「手弩」「槍」なども歩兵集団戦用の攻撃兵器である。九世紀の国衙「兵庫」に収蔵されていた武器構成と、将門の乱に参加した「武勇輩」の武装には大きな断絶が存在するのである。それは、律令的歩兵集団戦術（「陣法」）と中世的騎馬個人戦術（一騎討ち）との質的な断絶である。

かかる戦術革命は、九世紀後半から一〇世紀前半にかけての群盗・海賊蜂起とその鎮圧過程を通じて、「追捕官符」をうけて動員された「勇敢者」たちが「俘囚」騎馬戦術を継受しながら推進していった。それを端的に示すのが内国の積石塚式古墳などから出土する「蕨手刀」なのである。そして、その過程で実戦経験を重ね勲功をあげ、新たな戦術を習得開発していった人々だけが「武勇輩」の地位と名望を獲得し、その新戦術を「家業」として伝承していったのである。その代表が、清和源氏、桓武平氏、秀郷流藤原氏であることはいままでもない。将門の乱において秀郷が採った「古計」、源経基が、まだ未熟と評された「兵道」とは（『将門記』）、以上のようにして継受・開発されつつあった中世的戦術そのものであろう。

「武勇輩」が新戦術（馬術・弓術・剣術の個別訓練と総合演習Ⅱ狩猟）を錬磨するためには相当の余暇と広大な訓練用地が不可欠であり、武具を調達し駿馬を飼育し従者を扶養するためには相当の経済力が必要である。したがって「武勇輩」は相当規模の営田主でなければならず（Ⅱ国衙から公田を請作する「負名」、国衙から山林原野を狩猟用地として利用することを認められていなければならない（狩猟特権）。「武勇輩」は「追捕官符」にもとづく国衙の発兵対象として育成されてきたが、彼らが新戦術を錬磨する条件も国衙によって保証されていたのである。したがって成立当初から「武勇輩」は、同時に「負名」であり、多くは国衙官人・郡司であり、国衙にたとえば「武勇輩交名」

のかたちで登録されたであろう。<sup>(3)</sup>そしてさらに彼らは、勲功に対する恩賞（位階・官職）の獲得を通じてその社会的・政治的地位を上昇させていくのである。

(1) 石岡久夫「紀氏の武門的地位とその射芸」『國學院雑誌』六七巻一号  
一九六六年、同「武門家大伴氏と射芸」『國學院雑誌』六七巻九号 一九六六年

(2) 石井進「鎌倉幕府」(中央公論社版『日本の歴史』七 一九六六年)

(3) 『医心方』巻二五裏文書(『加能史料Ⅳ』一九八九年 石川史書刊行会)  
には、大治二年(一一二七)加賀国司藤原家成が新任にあたって留守所に調査を命じた「可注進雑事」があり、その多様な項目のなかに「胡録事」「郷・保等領主事 自中古以降」「郡司大名事」などがみえる。「武勇輩」注進そのものはこの「雑事」にはみえないが、院政末期ともなれば、「郷・保等領主」は同時に「武勇輩」であり、したがって「郷・保等領主」交名が同時に軍役賦課の台帳として利用されていたことも考えられる。「胡録事」も注目すべきで、「胡録」注文の登載者が軍役負担の義務を有する「武勇輩」であった可能性も想定してよい。いずれにしても、国司は任初にあたって、八世紀の「武才」調査・「百姓器仗」にも似た調査・注進を行っているのであり、一〇世紀の国司の場合も、基本的に同様の調査を行っていたと考えて大過ないであろう。郡司や「負名」が「武勇輩」と必ずしも一致してはいなかった一〇世紀、「国内武勇輩」交名の調査・登録が行われていておかしくない。

## おわりに

本稿では、九世紀の新たな軍事課題に対する鎮圧過程で、国司は捕亡令「臨時発兵」規定を反復適用することをおして、一方で国衙軍制の整備を促進するとともに、他方、「俘囚」を媒介に新戦術・新装備を獲得した戦士身分「武勇輩」を生み出していく過程をたどって

た。

九世紀末から一〇世紀前半の体制転換過程は、同時に全国的規模での反乱鎮圧の過程であった。九州・山陰では新羅海賊、瀬戸内では承平海賊と純友の乱、東国では將門の乱にいたる長期にわたる動乱状況。奥羽の俘囚の反乱。この過程で国衙軍制と「武勇輩」は成立する。いったん確立した国衙軍制の枠組みを通して、指揮官たる諸国追捕使と一般国内武勇輩との間に指揮権を媒介に軍事的主従関係がしだいに形成され、平安末期には一国内の武勇輩を主従制によって組織した「一国棟梁」が登場する。鎌倉幕府守護制度も、この国衙軍制の制度枠組みを継承したものである。

このようにみると、日本の中世軍制（守護―御家人制）と武士団を生み出した制度的淵源は、古代国家が状況先取りに継受した律令治安法体系に求めることができるであろうか。それは、たんに淵源であるというにとどまらず、日本の中世的支配関係の形成の仕方、その形態にも一定の規定性を与えたといえるであろう。

（一九九一年三月草稿、一九九二年六月二〇日成稿）

（付記）本稿を、長年、内海文化研究施設長をつとめられ、同施設の発展に尽力して下さった坂本賞三先生と有元正雄先生に献呈いたします。